

史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成3年5月9日
平成17年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成27年4月1日
令和2年4月1日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存活用の万全を期するため、史跡等の保存活用計画を策定する事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体、史跡等の所有者又は法律第113条及び法第172条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体及びその他の法人とする。

3. 補助対象事業及びその内容

補助対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 史跡等保存活用計画策定事業

ア. 補助対象となる事業は、地域を定めて指定した史跡等の保存活用計画策定の事業とする。

イ. 補助事業の内容は、1指定地域につき原則として2か年継続事業とし、第1年次は、当該指定地域について航空写真実測又は地上実測によって、原則として1,000分の1の縮尺の現況地図を作成し、第2年次は、その現況地図をもとに保存活用計画の策定を行うものとする。ただし、既に必要な現況地図が作成されている史跡等については、保存活用計画の策定のみを内容とする単年度事業とすることができるものとする。

(2) 歴史の道総合計画策定事業

ア. 歴史の道を軸として、周辺文化財を取り込んだ整備活用計画の策定

イ. 計画策定を行うために必要な調査

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる経費

ア. 史跡等保存活用計画策定事業

(ア) 測量、図化経費

(イ) 保存活用計画策定経費

(ウ) 保存活用計画書印刷経費

イ. 歴史の道総合計画策定事業

(ア) 調査経費

(イ) 計画策定経費

(ウ) 報告書作成経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">史跡等保存活用計画等策定事業</p>	<p style="text-align: center;">(1) 史跡等保存活用計画等策定事業</p> <p style="text-align: center;">測量及び図化経費 保存活用計画策定経費 保存活用計画書印刷経費</p>	<p style="text-align: center;">図面(実測図等)作成費</p>	<p style="text-align: center;">給 与 報 酬 職員手当等</p> <p style="text-align: center;">委 託 料</p> <p style="text-align: center;">報 償 費</p> <p style="text-align: center;">旅 費</p> <p style="text-align: center;">需 用 費</p> <p style="text-align: center;">役 務 費</p> <p style="text-align: center;">使用料及び賃借料</p>	<p style="text-align: center;">時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 実測費 〇〇〇 〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">専門委員謝金 〇〇謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 手数料 会場借料 〇〇雇上代 〇〇借上代</p>	<p style="text-align: center;">航空地上実測図化費</p> <p style="text-align: center;">連絡現地踏査旅費、調査旅費 専門委員旅費 会計年度任用職員を含む フィルム、文具等 保存活用計画書印刷、打合資料</p> <p style="text-align: center;">現地踏査自動車雇上</p>
	<p style="text-align: center;">(2) 歴史の道総合計画策定事業</p> <p style="text-align: center;">調査経費 計画策定経費 報告書作成経費</p>	<p style="text-align: center;">総合計画事業費</p>	<p style="text-align: center;">給 与 報 酬 職員手当等</p> <p style="text-align: center;">報 償 費</p> <p style="text-align: center;">旅 費</p>	<p style="text-align: center;">時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当</p> <p style="text-align: center;">調査指導員謝金 〇〇謝金 普通旅費 費用弁償</p>	<p style="text-align: center;">文献調査、講師謝金等 調査旅費 会計年度任用職員を含む</p>

				需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	特別旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 ○○調査委託費 ○○委託費 会場借上料 ○○雇上料 ○○使用料 ○○借上料	専門委員旅費 文具、フィルム等 調査カード、報告書印刷等 輸送料 遺構等調査、測量委託 調査用器具等借上 特に必要と認める場合
その他の経費	事務経費 (1) 史跡等保存 活用計画策定事業 (2) 歴史の道総合計画 策定事業	事務費	旅費 需用費 役務費 使用料及び損料	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 借料及び損料	連絡旅費 指導監督旅費 会計年度任用職員を含む 文具等 資料コピー代 打合せ会場借料等	